

## 1 事業目的

令和9年7月から9月まで実施予定の信州デスティネーションキャンペーンを見据え、上田市の魅力を多くの方に知ってもらうため、さらなる誘客効果を見込める、視覚的効果の高いポスターデザインを制作する。制作したポスターはキャンペーンの際や観光案内施設等に設置し、市内外への PR に活用する。

## 2 事業概要

### (1) 事業名

上田市観光 PR ポスター制作業務

### (2) 事業内容

「上田市観光 PR ポスター制作業務 仕様書」のとおり。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### (4) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10/100以上の金額とする。なお、上田市財務規則第124条4項に掲げる条件を満たす場合は、契約保証金を免除する。

### (5) 見積限度額（消費税及び地方消費税を含まない）

1,350,000円

## 3 事業提案に関する諸条件

### (1) 参加資格

- ア 上田市内に、本店、支店又は営業所を有する事業者であること。
- イ 本プロポーザルが公開された時点において、令和7年・8年・9年度上田市物品入札（見積）参加願提出業者名簿に登録していること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- エ 提出書類等の提出期限を遵守するとともに、提出方法等を適合させること。
- オ 提案上限額以内の見積額とすること。
- カ 仕様書の要件を満たすこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- ク 次のいずれかに該当しないこと。
  - （ア） 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められる。
  - （イ） 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
  - （ウ） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。

- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- (カ) 契約の相手方として、次の不適当な行為があると認められる。

- ・威圧的な要求行為
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・上田市等との取引に関して脅迫的な言動をし、又は威圧若しくは暴力を用いる行為
- ・偽計又は威力を用いて上田市等の業務を妨害する行為
- ・その他上記に準ずる行為

※プロポーザル参加届等に虚偽の記載があった場合又は参加資格要件等に該当しないことが判明した場合は失格とする。なお、契約予定者が失格となった場合には、プロポーザル審査で次点に選定された者を契約予定者とする。

## (2) スケジュール

ア 企画提案参加申込	令和8年4月20日(月)～5月7日(木)
イ 質問期間	令和8年4月20日(月)～5月7日(木)
ウ 質問回答	令和8年4月30日(木) 中間回答(4/20～4/27 質問受付分) 令和8年5月8日(金) 最終回答(4/28～5/7 質問受付分)
エ 企画提案書提出期限	令和8年5月13日(水)
オ 結果通知	令和8年5月下旬頃
カ 契約書締結	令和8年5月下旬頃

## (3) 企画提案参加の申込

企画提案に参加を希望する者は、企画提案参加申込書に必要書類を添付し、次のとおり申請してください。

- ア 提出期限 令和8年5月7日(木) 17時00分
- イ 提出書類
- ・企画提案参加申込書(様式1)
  - ・会社概要書(様式2)
- ウ 提出場所 上田市観光シティプロモーション課(上田市観光会館2階)  
長野県上田市大手2丁目8番4号
- エ 提出方法 郵送、又は持参  
郵送による場合は、提出期限内に提出場所必着とします。また、郵送後速やかに申込を行った旨を電話で連絡してください。

### オ 参加を辞退する場合

参加申込書提出以降に参加を辞退する場合は、郵送、メール又は持参により、4月30日(木)必着で参加辞退届(様式3)を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

## (4) 募集に関する質問・回答

募集要綱等に関する質問は、質問書(様式4)により、次に示す質問期間内にメールより送信し、電話で到達確認を行ってください。なお、質問期間外になされた質問への回答は行いません。

- ア 質問期間 令和8年4月20日(月)～5月7日(木)
- イ 提出先 上田市観光シティプロモーション課

電子メール：kanko@city.ueda.nagano.jp

電話：0268-23-5408

ウ 回 答 4月20日(月)～4月27日(月)に受け付けた質問について、参加を申し込まれたすべての事業者の電子メールアドレスへ4月30日(木)に中間回答を送付します。

中間回答を行った以降に企画提案参加申込を行った事業者については、申込を行ったことが確認できた時点で中間回答を電子メールアドレスへ送付します。

4月28日(火)～5月7日(木)に受け付けた質問について、参加を申し込まれたすべての事業者の電子メールアドレスへ5月8日(金)に最終回答を送付します。

回答がお手元に届きましたら、到着確認メールを返信してください。

## 4 事業提案

### (1) 提出書類

#### ア 提案書

仕様書及び実施要綱に基づき、考えうる最適な方策を提案書により提案すること。

提案書は任意様式とするが、「上田市観光PRポスター制作業務仕様書」を確認のうえ、5種のポスターデザイン案を盛り込むこと。

#### イ デザインサンプル

「上田市観光PRポスター制作業務仕様書」を確認のうえ、夏ポスター及び四季ポスターについて、実際に制作するデザインをB3規格以上のもので提出すること。1種につき2パターン以上の提案も可とする。

#### ウ 見積書

見積内訳書を作成し、各項目の明細が分かるものとする。

見積内容は、デザイン製作に係る全ての費用(取材・撮影費等)まで含めること。

### (2) 提出方法

#### ア 提出書類

・提案書 正本1部 副本8部

・デザインサンプル

夏ポスター及び四季ポスター B3規格以上 1部

・見積書、見積内訳書 正本1部

イ 提出期限 令和8年5月13日(水) 17時00分まで

ウ 提出場所 長野県上田市大手2丁目8番4号

上田市観光シティプロモーション課(上田市観光会館2階)

エ 提出方法 郵送(配達証明付)又は持参

### (3) 留意事項

#### ア 守秘義務

本事業に応募した事業者は、事業を行うに当たり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、事業終了後も同様とする。

#### イ 企画提案書の取扱

- ・企画提案書は、選定を行う作業に必要な範囲内で複製を作成することがある。
- ・企画提案書の内容について、選定を行う目的以外には提案者に無断で使用しない。
- ・提出期間以降における企画提案書の変更及び再提出は認められない。  
※上田市が補正を求める場合を除く
- ・提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

#### ウ 費用負担

提案書の作成ほか、本事業の応募に係る費用は事業者の負担とする。

#### エ 使用する言語・通貨単位・計量単位

書類の作成および手続等において使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法によるものとする。

## 5 業者選定

### (1) 選定方法

提案書を提出した事業者について、「上田市観光 PR ポスター制作業務業者選定委員会」において企画提案の審査を行い、業務遂行能力評価点（70 点満点）、提案内容評価点（560 点満点）、価格評価点（70 点満点）の合計得点の最も高かった事業者を選定する。

価格評価点については、以下の算定式により算出する。

価格評価点 = (応募者内での最低価格 ÷ 提案価格) × 70 点 (審査委員 7 名 × 10 点)

最も得点が高い者が複数あった場合は、総合得点が最も高かった者のうち、提案内容評価が最高得点の者を契約予定者とする。さらに、最も内容評価点が高い者が複数あった場合、審査委員長の提案内容評価点が上位の者を契約予定者とする。

ただし、価格点を除いた評価点の合計得点が、最低基準点（630 点満点中、6 割の 378 点）に満たない場合は契約予定者とししない。

なお、企画提案書を提出した事業者が 1 事業者であった場合にも、最低基準点を超えていなければ契約予定者に決定しない。

### (2) 審査会

ア 開催期日 令和 8 年 5 月 18 日 (月)

イ 開催時間 午前 10 時 00 分から (予定)

ウ 開催場所 上田市役所 2 階 会議室 203

#### エ プレゼンテーションの実施

- ・本審査会において、提案者によるプレゼンテーション（15 分以内）及び質疑応答（5 分以内）を実施する。出席人数は 1 社 2 名以内とする。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションは、原則提出書類に基づき行うものとし、新たな資料配布は認めない。

#### オ 採点方法

- ・提案書に基づき絶対評価により各審査員が評価点（5 点満点）をつけ、各審査員の評価点に基準倍率を掛けたものを点数とする。
- ・審査員は 7 名とし、7 名の総得点を最終的な審査対象とする。

### (3) 選定結果

選定結果は、審査終了後速やかに提案書提出者に書面で通知する。なお、審査結果は非公開とし、審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

### (4) 失格事項

次に該当する場合は失格となることがある。

- ア 選定委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- イ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- エ 前記3-(1)に示す参加資格を満たさない場合

## 6 契約手続

選定された候補者と細部の仕様調整の上、随意契約を締結する。なお、協議が整わない場合、又は契約締結時まで失格事項に該当した場合は、次点候補者から順に契約交渉を行うこととする。

## 7 担当窓口

上田市観光シティプロモーション課 担当：清水、宮下

電話：0268-23-5408

電子メール：kanko@city.ueda.nagano.jp

## 企画提案の構成及び評価配点について

<配点：5点 大変優れている 4点 優れている 3点 普通 2点 物足りないところがある 1点 不安、不満である 0点 評価できない>

	内容	評価点	基準倍率	点数
業務遂行能力等	自治体・観光団体等における類似の業務実績があり、十分な経験があるか。		× 1	/5
	適正な運営計画（スケジュール含む）を持ち、業務を確実に実施できる人員及び体制が整っているか。		× 1	/5
提案内容	キャッチコピーの文言が効果的に上田市を表現するものであり、インパクトの強いものとなっているか。		× 6	/30
	洗練され、かつ眼を惹くデザインとなっているか。		× 6	/30
	企画提案に独自の視点を取り入れられているか。		× 4	/20
価格	(応募者内での最低価格 ÷ 提案価格) × 10点 ※小数点以下は切り捨てとする			/10